

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年4月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和6年度(3月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、企業誘致推進課、観光課）、農業委員会

3 監査の実施期間

令和7年3月1日から令和7年3月28日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和6年4月1日から令和7年1月31日まで（令和6年度分）

令和6年2月1日から令和6年5月31日まで（令和5年度分）

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等（各所管施設を含む）

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

《産業経済部》

(農政課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 下記の調定決議書について、財務規則第 25 条第 1 項に定める時期に起票されていない。

- ・令和 6 年 10 月 17 日起票 防疫薬剤徴収金
- ・令和 6 年 6 月 26 日起票 農地集積・集約化対策事業返還金

(支出事務)

ア 令和 6 年度上期農業近代化資金利子補給事業補助金に係る実績報告書に実績を確認できる書類が添付されていない。

【注意事項】

ア 令和 6 年度園芸農業 D X 推進事業補助金に係る申請書類に修正テープで修正されたものがある。

(水路課)

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

ア 令和 6 年 11 月 28 日起票のトナーカートリッジ等購入について、見積書の日付が伺
兼依頼書の起案日より前になっている。

イ 公用車運転日誌について、使用目的の記入がないものがある。

ウ 旅行命令（依頼）書について、復命の記入がないものがある。

エ 起案文書について、公印使用欄に使用公印名の記入がないものがある。

(水産振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 下記の補助金交付決定について、財務規則第 4 条第 1 項に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。また、(2)については、起案文書が決裁権者により決裁されていない。

- (1) 令和 6 年度水産業強化支援事業大和漁協荷捌施設整備（実施設計）補助金
- (2) 令和 6 年度柳川市水産業振興対策事業（海水給水施設給水ポンプ・排水ポンプ設備整備）補助金

(契約事務)

ア 下記の契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・漂流ごみ（流木）処分業務委託契約（単価契約）
- ・漂流ごみ（混合廃棄物）処分業務委託契約（単価契約）

イ 下記の契約について、契約書に貼付された収入印紙の額を誤っている。

- ・中島漁港漁業団地排水処理施設運転管理業務委託契約
- ・中島漁港漁業団地排水処理施設点検整備業務委託契約

【注意事項】

ア 行政財産使用許可について、不服申立てに係る審査請求期間を誤っているものがある。

(商工・ブランド振興課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 下記の負担行為書及び負担行為変更書について、会計管理者の確認を受けていない。

- ・令和6年10月16日起票 柳川市販路拡大支援事業補助金
- ・令和7年1月24日起票 柳川市販路拡大支援事業補助金
- ・令和6年11月18日起票 柳川市商品開発支援事業補助金

イ 地域おこし協力隊企業支援補助金に係る支出負担行為書(令和7年1月24日起票分)について、起票日が遅れている。

(その他)

ア 下記補助金について、申請書類が不備のまま交付決定している。

- ・令和6年4月1日申請 団体事務所建設事業費補助金
- ・令和6年10月16日申請 販路拡大支援事業補助金
- ・令和6年10月30日申請 販路拡大支援事業補助金

【注意事項】

ア 令和7年2月18日提出の販路拡大支援事業補助金の実績報告書について、記載内容が不備のまま受領している。

イ 未来のために頑張る商店街応援事業補助金について、実績報告書に添付された領収書の宛名や但し書きがないものがある。

(企業誘致推進課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 令和5年度地域経済循環創造事業交付金6,638,000円について、調定決議書を作成していない。

【注意事項】

特にない。

(観光課)

【指摘事項】

(収入事務)

ア 市営白秋観光駐車場に係る機械誤作動時等の駐車場使用料について、収入科目を誤っている。

(支出事務)

ア むつごろうランド東側駐車場フェンス改修工事請負契約について、支出負担行為書が起票されていない。

(契約事務)

ア 下記の契約について、財務規則第 4 条第 1 項に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

- ・ 駅直結の船着場新設！”川下りマイスターがいざなう水郷柳川物語の世界”&”伝統の花嫁舟をコアにしたウェディングツーリズム”創出事業業務委託契約

イ 下記の契約について、契約事務規則第 29 条の規定に基づき契約保証金を免除しているが、適用号数を誤っている。

- ・ BSN ラジオ番組企画実施業務契約
- ・ 柳川フィルムコミッション事業業務委託契約

ウ 下記の契約について、契約書の収入印紙が未貼付または印紙税額を誤っている。

- ・ 柳川市 DMO 伴走支援業務委託契約
- ・ 柳川市サテライト大学提案事業実証実験業務（ナイトタイムエコノミープロジェクト）委託契約

エ 白秋祭水上パレードの船借上契約について、予定価格の設定が行われていない。

【注意事項】

ア 令和 6 年 11 月 26 日の福岡市（アクロス福岡）への旅費について、算出額に誤りがあるものがある。

イ 物品購入等の契約締結伺い時に徴取した見積書について、下記のものがある。

- ・ 日付が空欄である。
- ・ 日付を訂正しているが、訂正印がない。
- ・ 品名ごとの単価のみが表示され、数量や合計金額の記載がない。

ウ 令和 5 年度の公用車運転日誌及び泉源日誌について、課長印の押印のないものがある。

《農業委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

ア 農業委員会視察研修バス借上契約について、見積書の日付が契約事前伺の起案日より前になっている。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、契約保証金の取扱いが適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理に当たっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市契約事務規則を参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努められたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤りなど安易なミスに加え、合議の漏れが見受けられる。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。